

## 仕様書

### 1. 件名

産業廃棄物収集運搬処理業務

### 2. 収集場所

千葉県千葉市稻毛区穴川四丁目九番1号 国立研究開発法人  
量子科学技術研究開発機構 千葉地区  
(詳細は別図のとおり)

### 3. 目的

当地区より排出される産業廃棄物を定期的に収集運搬し、廃棄物の適正処理を行うことにより、構内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

### 4. 業務期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

### 5. 業務内容

- (1) 構内(別図の丸で囲われた地点)の収集場所に集められた産業廃棄物及び不要物品等を収集運搬する。
- (2) 排出物は材質毎に解体・分別されていないので、中間処理として分別処理を行う。
- (3) 収集対象は、一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の廃棄物とする。また、業務用冷蔵庫等のフロン含有の大型産業廃棄物は除く。
- (4) 毎月、翌月初めに収集運搬した廃棄物の量(単位: m<sup>3</sup>等)を品目別に記載した報告書を提出すること。品目の項目は7. 排出量に記載された表を参照し、回収日毎の量がわかる報告書とすること。

### 6. 収集回数

年末年始を除き週1回程度とする。蛍光ランプの収集は廃棄物の排出状況に応じて、当機構監督職員(以下、監督職員とする)より収集希望日を連絡する。詳細は監督職員と協議の上、決定すること。

### 7. 排出量

予測される年間排出量(1年間・3年間)は以下の通りである。

種類	数量(1年)	数量(3年)
(1) 木くず	1 m <sup>3</sup>	3 m <sup>3</sup>
(2) 廃プラスチック類	100 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>
(3) 金属くず	5 m <sup>3</sup>	15 m <sup>3</sup>
(4) 金属くず(食品用空き缶、飲料用空き缶)	1,600 kg	4,800 kg
(5) ガラスくず(試薬瓶、実験用ガラス器具含む)、コンクリートくず及び陶磁器くず	1,550 kg	4,650 kg

(6) 蛍光ランプ（水銀使用産業廃棄物）	620kg	1,860kg
(7) ガラスくず（飲料・食品用空き瓶）	2,000kg	6,000kg
(8) ペットボトル	140m <sup>3</sup>	420m <sup>3</sup>
(9) 混合廃棄物	250m <sup>3</sup>	750m <sup>3</sup>

#### 令和7年度に排出された混合廃棄物の例

- ・OA用品（スチールロッカー、OA机、OA椅子）
- ・実験機器（小型ドラフトチャンバー、遠心機、分光光度計、インキュベーター、デュワービン、純水製造機、放射線測定器、一般理化学実験用器具）
- ・家庭電化製品、事務用品（加湿器、空気清浄機、掃除機、パソコン付属品（キーボード等）、デスクスタンド、ドッヂファイル、筆記用具）
- ・設備消耗品（Vベルト、ダクト切断品）
- ・その他機器（草刈払い機）、

#### 8. 収集業務上の注意事項

- (1) 収集時刻は、午前6時から午後7時までの間とする。
- (2) 収集車の当所構内の走行速度は、構内制限速度時速20km以下を厳守し、安全運転を心がけること。
- (3) 収集場所には本業務で収集を行う産業廃棄物とその他の物（産業廃棄物ではない物）が混ざって集められている箇所があるため、受注者は収集の際、必要に応じてその他の物の仕分けを行い整理しておくこと。

#### 9. 受注者に必要な資格等

- (1) 千葉県又は千葉市の産業廃棄物収集運搬業許可（「木くず」、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「水銀使用産業廃棄物」の全てについて）を有すること。
- (2) 産業廃棄物中間処理業許可（「木くず」、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の全てについて）を有すること。
- (3) 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する評価（満点：75点）をおこない、基準（45点以上）を満たしていること。（別添1を参考のうえ、評価の合計点が45点以上であること）

#### 10. 検査

産業廃棄物管理票及び5.(4)の報告書を確認し、双方の項目と数量が一致していることを当機構職員が確認したことをもって、検査合格とする。

#### 11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 12. その他

- (1) 関係法令・条例・所内規程を遵守し、産業廃棄物管理票を提出すること。
- (2) 収集業務上発生した労働災害に対しては、当機構に責ある場合を除き、当機構は補償しない。また、収集作業員の故意又は重大な過失によって損害が発生した場合は、受注者の負担により補償するものとする。
- (3) 業務中に知った当機構の秘密又は内部情報を第3者に漏らしてはならない。また、これを利用してはならない。
- (4) 作業状況が仕様書の内容を満たさない状態であると監督職員が判断した場合には、受注者に対し口頭又は書面により改善命令を行い、それでもなお改善命令に従わない場合には、契約を解除できるものとする。
- (5) 仕様書の内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議を行い、契約内容の改訂を行うものとする。
- (6) 工事等により、機構内において交通規制が実施される場合があるため、留意すること。  
また、必要に応じ監督職員と協議の上、一部箇所の収集中止等の措置をとること。
- (7) 仕様書の内容に疑義があった事については、監督職員と協議すること。

部課（室）名 安全管理部 建設工務課  
請求者氏名 西野 吉孝

## 量研機構 千葉地区 ゴミ置き場案内図

- 空きビン・空き缶
  - ★ プラゴミ・金属・ガラスくず・家電等
  - ◆ ペットボトル

